

国土交通省告示第六百九十四号

(平成二十八年四月二十二日) (改正(一)) 平成三十年九月十二日国土交通省告示第九十八号)
(改正(二)) 令和元年六月二十一日国土交通省告示第二百号)
(改正(三)) 令和二年二月二十七日国土交通省告示第二百一号)

強化天井の構造方法を定める件

建築基準法施行令(以下「令」という。)第百十二条第三項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 強化せつこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。)を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十六ミリメートル以上のものが設けられていること。(三)
- 二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合においては、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「二十分間」(第百十二条第一項若しくは第三項から第五項まで、同条第六項(同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項(同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。))若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中には、この限りでない。(一)(三)(ハ)
- 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合においては、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。(一)(三)
- 四 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分が、当該部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (一)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

附 則 (二)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附 則 (三)

この告示は、公布の日から施行する。